

補遺

『民法入門〔第2版〕』第2刷重版に際し最小限の修正をおこないましたので、第2版1刷をお持ちの方へ補遺を作成しました。

■ ii 頁 「第2版はしがき」に下記を追加しました。

【第2刷にあたって】

増刷（第2刷）にあたり、親子法制に関する民法改正（2022年12月16日公布）に対応して13章（親族）の記述を変更するなど、若干の訂正を行いました。なお、この改正法は、原則として公布の日から1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが、懲戒権の規定（旧822条）の削除に伴い新設される、子の人格の尊重と体罰等の禁止を定める規定（改正821条）は、公布の日から施行されています。

2023年4月

■ 88頁上から1行目の見出し。

(2)債務不履行による損害賠償 の後ろに (要件) を挿入。

■ 91頁下から13行目の見出しを下記のように修正。

(3)債務不履行による損害賠償（効果）

■ 98 頁上から 15 行目

債権者代位権行使の効果は～すべての債権者に帰属する。
までを、下記のように修正。

債権者代位権行使の効果は債務者に属し、債務者に回復された財産は総債権者のための共同担保となる。

■ 136 頁下から 2 行目、下記のように修正。

売主の責任を追及することができる。

■ 142 頁上から 1 行目の見出しを下記のように修正。

(3)要物契約としての消費貸借とその例外

■ 163 頁下から 3 行目

なお、 の後に 女性についてのみ を挿入。

■ 163 頁下から 1 行目

その後、 の後に 2016 年に を挿入。

■ 163 頁下から 1 行目

改正され の後に下記を挿入。

、さらに 2022 年の民法（親子法制）改正によって条文自体が削除され、再婚禁止期間は廃止された（同改正の施行日については本書「第 2 刷にあたって」を参照）。

■ 171 頁上から 13 行目から 25 行目 とは考えていなかった までを下記に差替え。

妻が婚姻中に懐胎^{かいたい}した子は、当該婚姻の夫の子と推定される（772 条 1 項）。しかし、婚姻中の懐胎だったかどうかは容易には分からないため、民法は、婚姻してから 200 日経過後に生まれた子と、婚姻の解消若しくは取消し（以下、離婚で代表させる）から 300 日以内に生まれた子を、婚姻中に懐胎した子と推定している（同条 2 項）。

ただし、2022 年の民法（親子法制）改正によって、離婚後 300 日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に子が生まれた場合には、離婚前の夫ではなく再婚後の夫が子の父と推定されることとなった。これは、子の懐胎時から出生時までには 2 つ以上の婚姻がなされた場合、「その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する」ためである（772 条 3 項）。

また、2022 年の改正前は、婚姻してから 200 日以内に生まれた子は、条文上婚姻中の懐胎の推定を受けないため、非嫡出子として取り扱われるようにも思えた。しかしかつての日本では、

■ 172 頁上から 8 行目から 16 行目までを下記に差替え。

このように複雑な状況が生じていた中で、2022 年の民法（親子法制）改正は、婚姻してから 200 日以内に生まれた子について、婚姻前に懐胎したものと推定する旨の規定を設けた（772 条 2 項）。婚姻してから 200 日以内に生まれた子を「婚姻前に懐胎した」子と推定すると、その子は、新設された民法 772 条 1 項後段が適用される子（「婚姻前に懐胎した子」であって、婚姻成立後に生まれた子）になるから、当該婚姻の夫がその子の父と推定されることになる。

民法 772 条による子の嫡出の推定は、**嫡出否認の訴え**^{ちやくしゅつひにん}によって覆すことができる（774 条）。嫡出否認権は、2022 年の改正前は夫にのみ認められていたが、改正によって子及び母にも認められることとなった（同条 1 項及び 3 項）。

■ 173 頁上から 13 行目のまとめを、下記のように修正。

(3)まとめ(2022 年の改正を反映したもの)

- ・ 母子関係……分娩の事実によって発生
 - 婚姻中に懐胎した子→当該婚姻の夫の子と推定
 - 婚姻前に懐胎した子（婚姻後 200 日以内に生まれた子）
→婚姻した夫の子と推定
- ・ 父子関係
離婚後 300 日以内に生まれた子
 - ・ 母の再婚後に生まれた場合→再婚後の夫の子と推定
 - ・ 上記以外の場合 →離婚前の夫の子と推定婚姻関係にない女性の子→認知によって発生

■ 175 頁上から 6 行目、親権とは～10 行目までを下記のように修正。

親権とは、未成年の子を監護養育し(820 条)、その財産を管理・代理する(824 条)親の権利をいう。親権は義務性を併せもっている。したがって、親が子を虐待するというような場合、親権の喪失などが認められる(834 条以下)。さらに、2022 年の民法(親子法制)改正は、懲戒権の規定(旧 822 条)を削除し、子の人格の尊重と体罰等の禁止を定めた(821 条)。

以上

法律文化社